

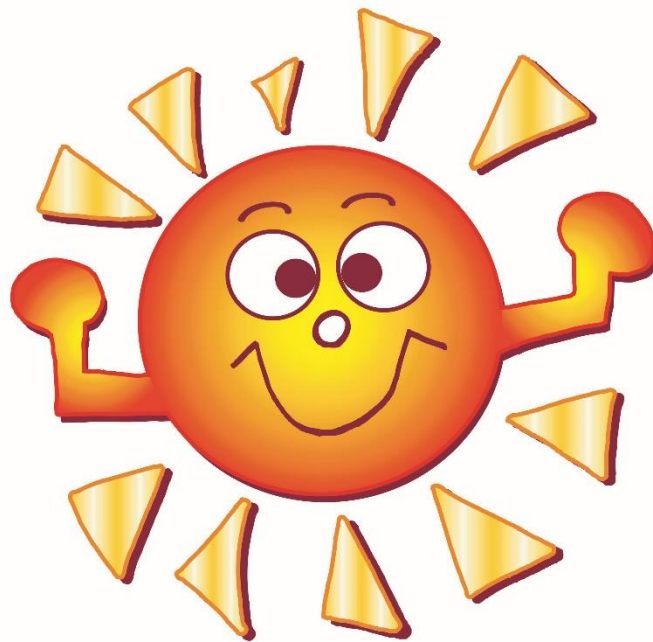
令和 7 年度

平田保育会

のびのび児童クラブ

(放課後児童クラブ)

入会のしおり



令和 6 年 10 月

児童クラブとは？

児童クラブは保護者が就労等により昼間不在のため、児童の面倒を見ることができない家庭を支援するための施設です。また、基本的な生活習慣の支援や自由時間に安全支援等を行うことで、集団生活や遊びという様々な経験を通じて、児童の健全育成を図ることを目的としています。

私たちは、児童が健やかに育つために児童にとって最も良いことは、保護者と過ごすことだと考えています。このため、仕事が終わったら速やかに迎えに来る、仕事が休みの日は児童クラブを休んで一緒に過ごすようにしてください。

運営について

社会福祉法人平田保育会(令和2年4月開設)

対象となる児童(入会要件)

入会対象となるのは、原則として次の①～⑤のすべてを満たす児童です。

- ① 出雲市に住民登録していること(転入予定も含む)
- ② 児童が小学校に就学していること
- ③ 保護者(父母)及び同居する祖父母等の親族(75歳以上、18歳未満を除く)に次の事由があること
(※同居とは、住民票上の世帯にかかわらず、同一住所地番に住む場合とします。)

・就労 ・求職活動(90日以内に就労すること)
・出産・産前休暇・産後休暇
・技能習得・就学 ・疾病・障がい等
・親族の看護・介護 ・災害復旧従事

- ④ 年間を通じた入会を希望していること
 ※小学校が長期休業中のみなどの短期間の利用はできません。
- ⑤ 児童クラブ保護者負担金に滞納がないこと

児童クラブを利用するにあたってのお願い

○児童クラブでの過ごし方

- ・生活の習慣づけや集団で生活するために、児童クラブでは様々な決まりや約束があります。決まりや約束を守ることの大切さについて、ご家庭でもお話をしてください。
 - ・児童クラブで宿題をする時間を設けていますが、これは習慣づけが目的です。宿題の添削等は家に帰ってから保護者の方が行ってください。また、児童クラブは学校や学習塾とは異なるため、学習指導は行いません。
 - ・児童クラブで過ごしているうえでトラブルが起きる場合もあります。職員が発見したり、児童から聞いたりしたのに関しては、その場で解決するように対応しますが、時にはご家庭で様子を見ていただいたり、保護者同士で話し合ってくださいなど、保護者のご協力をいただくことがあります。
- また、職員の目の届かないところで発生したり、児童から言い出せなかったりすることもあります。ご家庭で様子がおかしいと感じたり、聞いたりしたときは、職員にお知らせください。

なお、児童クラブ外で発生した児童同士・保護者同士のトラブルについては対応しかねますので、ご了承ください。

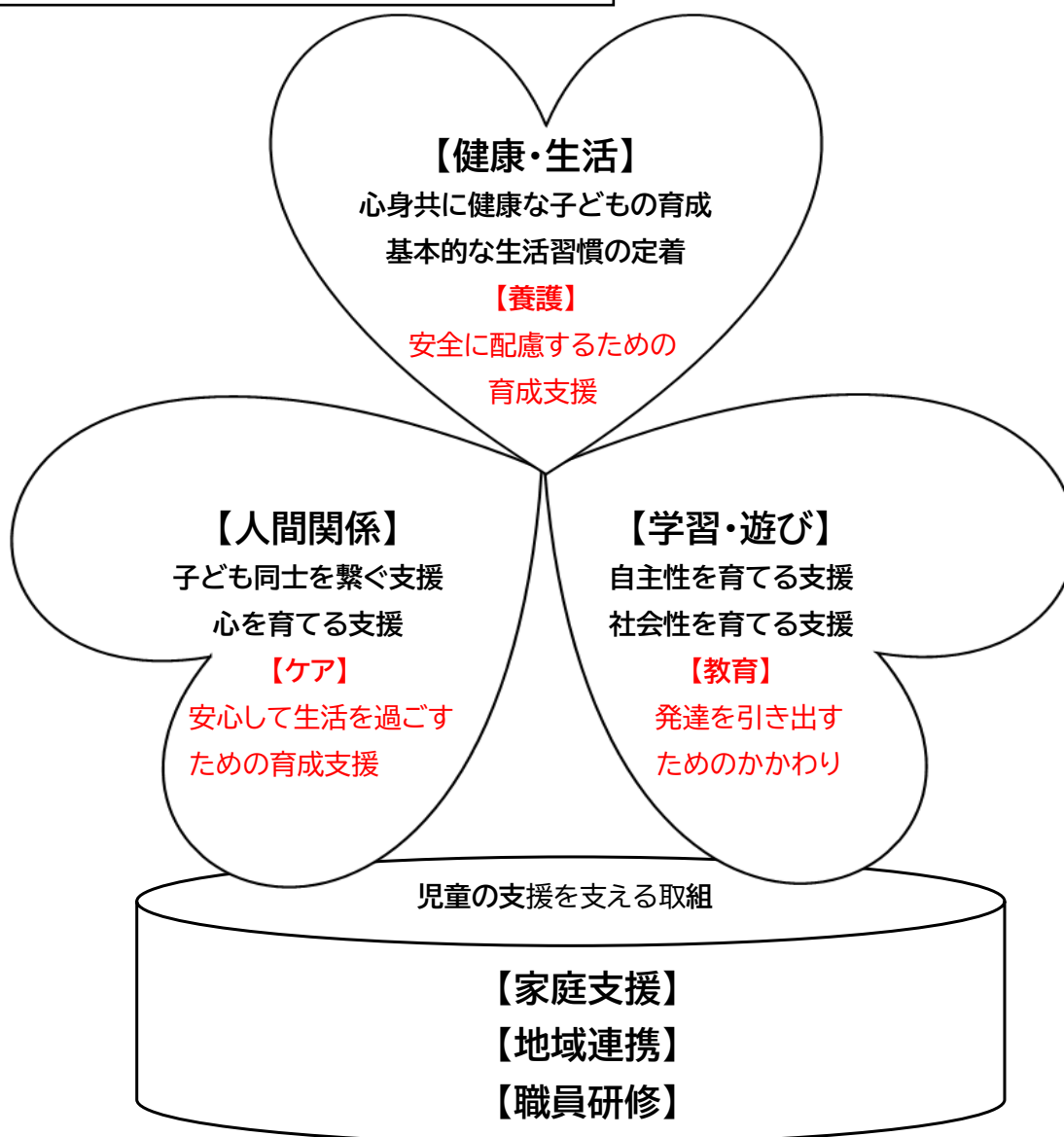
平田保育会理念

子ども一人一人が安心できる環境の下で、その発達の道筋を保障され、大切に育まれていくよう、家庭や社会との協同により、最善の利益につながる保育を行う。

のびのび児童クラブ めざす姿

- ・気持ちの良いあいさつ・返事・言葉遣いができる子
- ・人の話を聞くことができる子
- ・自分の思いを表現できる子

のびのび児童クラブ支援内容とそれを支える取組



【のびのび児童クラブ】は『家に帰るまでの居場所』～安心して過ごせる生活の場～

<支援の柱> ①安全に配慮するための育成支援(養護的支援)

②安心して生活を過ごすための育成支援(ケア的支援)③発達を引き出すためのかかわり(教育的支援)

| 支援の柱 | 支援項目 | 支援内容 |
|------------|-----------------------|---|
| 養護 (安全) | 心身共に 健康な 子どもの育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・出席を確認する。 ・おやつを提供する。 ・安全で過ごしやすい場所づくりを心がける。 ・クラブのルールを守り, お互いの存在を尊重するよう支援する。 |
| | 【健康・ 生活】 | 基本的な生活 習慣の定着 |
| ケア (安心) | 子ども同士を 繋ぐ支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・思ったり感じたりしたことを素直に表現したり, 何でも話したりできる人間関係づくりを支える。(児童と児童, 児童と職員) ・トラブル対応と解決への支援をする。 |
| | 【人間 関係】 | 心を育てる 支援 |
| 教育 (発達) | 自主性を 育てる支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・様々な体験を通して子どもたちの自主性を育てる。 ・学習時間を確保し, 学習意欲向上へのサポートをする。 ・自主的・計画的に学習に取り組めるよう環境整備を行う。帰宅後, 宿題を保護者に必ず確認してもらう。 |
| | 【学習・ 遊び】 | 社会性を 育てる支援 |
| 【家庭支援】 | | <ul style="list-style-type: none"> ・児童迎え時にクラブでの様子を知らせ, 保護者との連携を密にする。 ・信頼関係を構築し, 家庭での子育てを支援する。 ・子育てにおける悩みや子どもの育ちで気になることへの対応は専門機関と連携して行う。 |
| 【地域連携】 | | <ul style="list-style-type: none"> ・年度始めや年度末を中心に小学校, 出身保育所・幼稚園等との情報交換に努め, 受入体制を整える。 ・必要に応じて, 日頃から関係機関との情報交換・連携に努める。 ・特に小学校とは, 日頃からお便り等の情報の交換に努め, 連携して児童の健全育成が進められるよう努める。 |
| 【職員研修】 | | <ul style="list-style-type: none"> ・職員は積極的に研修に参加し, 資質向上に努めると共に, それを現場で活かすよう努める。 |

利用料金について

○負担金 ①保護者負担金 7,000 円(1か月)
きょうだい 2 人目以降は 6,000 円

②延長負担金 300 円(1回)

※延長負担金とは、開設時間(18 時 30 分)以降 19 時 30 分までの迎えに対しての負担金です。

③クラブ活動費(含おやつ代) 2,000 円(1か月)(金額変更の可能性あり)

※クラブの任意徴収金

④その他行事費として別途集金させていただくことがあります。(遠足バス代等)

○納入方法 毎月 20 日頃集金袋を配布しますので、保護者が送迎の時に手渡して納付してください。



(参考)「出雲市児童クラブ条例施行規則」

第 11 条 負担金の減額又は免除は、下記のとおりです

① 生活保護家庭 …… 全額免除

② 市民税所得割非課税世帯

1 人目 1,500 円減額、2 人目月額 2,000 円減額、3 人目月額 3,000 円減額

③ ①、②以外の同一世帯 2 人目より月額 1,000 円減額

(負担金の減免を希望される方は、減免申請書を市長に申請、決定通知を受ける)

*詳しくは出雲市子ども政策課(TEL 0853-21-6131)までお問い合わせください。



開設日

4 月 1 日から翌年 3 月 31 日(保険 1 年間有効)

平日(月曜日～金曜日)

午前中授業(給食なし)

土曜日・長期休業日

小学校の臨時休校日(振替休業日)

※弁当 持参

下校時 ～18 時 30 分

11 時 30 分～18 時 30 分

8 時 00 分～18 時 30 分

8 時 00 分～18 時 30 分

閉所日

日曜日・祝日 (国民の祝日に関する法律に規定する休日)

お盆 (8 月 13 日～8 月 16 日)の 4 日間

年末年始 (12 月 30 日～1 月 4 日)の 6 日間

主な年間行事

| | |
|-----|--|
| 4月 | 入会・進級おめでとうの会 |
| 5月 | 火災想定避難訓練 |
| 6月 | 笹巻作り、子ども元気アップ事業(レクリエーション) |
| 7月 | ラジオ体操教室、平田保育所出火想定避難訓練、一畑薬師座禅会、夏祭り、けん玉ワークショップ、陶芸教室、七夕会・流しそうめん、水遊び、 半日支援員 |
| 8月 | 遠足、手話出前講座、不審者対応訓練・防犯教室 |
| 9月 | 気象災害想定避難訓練 |
| 10月 | |
| 11月 | 地震想定避難訓練 |
| 12月 | クリスマス会、火災想定避難訓練 |
| 1月 | 初詣、新年お茶会、病児保育出火想定避難訓練 |
| 2月 | 豆まき会 |
| 3月 | ひな祭り会、お別れ会、予告なし火災想定避難訓練 |

※令和6年度実施内容



平日の流れ

15:00 15:30 18:30 19:30

| | | | | | | |
|----|--|-----|----|------|------|------|
| 開所 | 下校後クラブで受け入れる (クラス・学年によって 時間は不規則) | おやつ | 学習 | 帰宅準備 | 自由遊び | 延長保育 |
|----|--|-----|----|------|------|------|

※小学校と連携を取って、下校時刻の確認等を行います。

土・休業中の流れ

8:00 8:30 9:30 12:00 13:00 14:30 15:00 18:30 19:30

| | | | | | | | | | | | |
|----|----|-----|------|-----|----|---------|----|--------|------|------|------|
| 開所 | 学習 | おやつ | 自由遊び | 片付け | 弁当 | 休息・自由遊び | 学習 | おやつ・掃除 | 帰宅準備 | 自由遊び | 延長保育 |
|----|----|-----|------|-----|----|---------|----|--------|------|------|------|

※必ず学習用具2時間分(宿題・自学のため教科書・ドリルなど)・帽子(小学校の帽子で良い)を持ってきてください。

※土曜日の延長保育はありません。



取り決めとお願い

○遅刻や欠席 …… 連絡がないまま児童クラブに帰ってこないことがあると、職員は心配して捜します。児童の体調不良や家の都合等で児童クラブをお休みされる際は、必ず事前にご連絡ください。

(おやつの準備の都合上、学校のある日は13時までにご連絡ください。)

※ お仕事が休みの日は児童クラブを休んで、保護者の方と一緒に過ごすようにしましょう。

○送迎について …… 開設時間内(18:30 まで)、原則保護者がお迎えに来てください。お迎えできない場合は、親族等のお迎えや、ファミリーサポートセンターの利用などをお願いします。また保護者の仕事が終了次第迎えをお願いします。迎えに来られる方がいつもと違う場合、必ず事前にご連絡ください。

また、家庭の都合により、児童一人での帰宅を希望される時は、事前にクラブに伝えてください。その際は、安全上の責任は保護者にあります。

送迎の際、駐車場内を児童一人で移動することがないように十分にご注意ください。

○土曜保育 …… 土曜日に両親共仕事がある方、冠婚葬祭等急用が出来た時のみお預かりします。
保育は平田保育所にて行います。

毎回利用日ごとに事前(火曜日締切)に土曜保育申込書を提出してください。

○友達の家への …… クラブ利用時間中の外出については、安全面の関係上許可できません。
外出について

○習い事 …… クラブ利用時間中に塾等に行く場合は、必ず曜日・時間帯を保護者の方が職員に
事前に連絡してください。

中止・変更の場合も、都度保護者の方が職員にお知らせください。

○下校が早い日の …… 学校行事などで下校が早い日は、下校時間に合わせて開所します。
開所時間

○災害時の対応 …… 台風などの自然災害時は、場合によっては危険が増大する恐れがあります。
原則開所しますが、家庭での対応を優先します。

また、クラブは市からの勧告に従います。

※状況によっては早めの迎えをお願いすることがあります。連絡がすぐとれるようお願いします。

※年に一度緊急連絡訓練を実施します。訓練実施前にお知らせします。

○入学直後の …… 入学当初の集団下校の場合、児童クラブへ下校する児童は別の編成になるので、
下校方法 児童クラブに入所していることを、小学校の担任に伝えておいてください。

入学後1ヶ月は下校時刻に合わせて、小学校まで職員が迎えに行きます。

※下校ルートは別紙参照。

○集団下校 …… 各学期の始めと終わりに実施される地区子ども会で集団下校をする場合は、
担当(地区子ども会)の教諭、通学班長に児童クラブに下校する旨をきちんと伝えて
おいてください。

○学級閉鎖 …… 感染症等による学級閉鎖は、対象児童は発症のあるなしに関わらず、外出が禁止さ
れていますので、児童クラブでの受け入れはいたしません。

また、早退となった当日についても同様です。

○病児病後児保育 …… 病気のお子さんはお預かりできません。学校で病気になった場合は、保護者の迎え
があるまで学校の保健室で待ちます。

尚、同じ施設内に「病児病後児保育ほほえみ」を開設していますので、どうしても
都合がつかない時は、事前に登録をし、利用ブックを持参のうえ及川医院又はか
かりつけ医を受診後、利用してください。

活動中の事故や怪我、器物等の破損について

○児童クラブでは複数名の職員が見ていますが、活動中の事故などを完全に防ぐことはできません。万が一事故があった時は、次のような対応をさせていただきます。

- ① 応急的な処置をします。軽い怪我であれば、これで様子を見ます。
- ② 怪我の程度により、保護者の方に連絡をし、お迎えをお願いする場合があります。

○保険については、学童保育事業保険(公益社団法人全国私立保育園連盟)に加入しています。

○活動中に児童が施設や備品などを破損させてしまった時、事情や理由を児童に確認し、保護者にお話しさせていただきます。故意に破損させた場合には、修繕等の費用を保護者に負担していただくことがあります。

注意事項

●児童またはその保護者が、次のいずれかに該当する場合、入会不承認または退会や利用停止となる場合があります。

- (1) 入会要件に該当しないとき、または該当しなくなったとき。
- (2) 平日、小学校の授業終了後に、自ら児童クラブへ来ることができないとき。
- (3) 伝染病に罹患した、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 他の児童または職員に危害を加えた、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 著しい自傷行為があるとき。
- (6) 児童クラブ職員の指導に著しく従わないとき。
- (7) 保護者が児童クラブ保護者負担金を支払わないとき。
- (8) その他、児童クラブの管理運営上支障があると認められるとき。

連絡先

